

# 岐阜県公報

号外 (一) 平成十九年 十月十七日

## 目次

岐阜県職員 留學費用の償還に関する条例	(人事課)	二
岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	二
岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例	(法務・情報公開課)	九
岐阜県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(道路維持課)	〇
岐阜県都市計画法施行条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	〇
知事及び副知事の給料の月額の特例に関する条例	(人事課)	〇
岐阜県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	(議事調査課)	一

### 本号で公布された条例のあらまし

- 一 岐阜県職員の留學費用の償還に関する条例(条例第四四号)
    - 「国家公務員の留學費用の償還に関する法律」の規定に基づき、岐阜県職員の留學費用の償還に關し必要な事項を定めることとした。
  - 二 留學費用の償還について規定することとした。(第三條關係)
  - 三 留學費用の償還の適用除外について規定することとした。(第四條關係)
  - 四 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四五号)
- 一 「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正により育児のための短時間勤務制度が創設されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
  - 二 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- 岐阜県手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第四六号)
- 一 「温泉法」の一部改正に伴い、土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査に要する費用等として、土地掘削許可地位承継承認申請手数料等を新たに徴収することとした。(別表第一關係)
  - 二 「公害紛争処理法施行令」の一部改正に伴い、公害紛争仲裁申請手数料の額について、公害紛争調停の申請人又は参加人が、当該調停が打ち切られ、又は当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合における手数料の額は、当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた額と仲裁を求める事項の価額に応じて算定した額との差額とすることとした。(別表第一關係)

- 三 その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - 四 この条例は、平成一九年一〇月二〇日から施行することとした。ただし、二及び三については公布の日から施行することとした。
- 岐阜県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例(条例第四七号)
- 一 郵政民営化により日本郵政公社が解散することに伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第一条関係)
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県都市計画法施行条例の一部を改正する条例(条例第四八号)
- 一 「都市計画法」の一部改正により市街化調整区域における開発許可の基準に関する規定が一部削除されたことに伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
  - 二 この条例は、平成一九年一月三〇日から施行することとした。
- 知事及び副知事の給料の月額の特例に関する条例(条例第四九号)
- 一 「知事及び副知事の給料の月額について、知事及び副知事の給与に関する条例」に規定する額から、知事にあつては六万円、副知事にあつては五万円をそれぞれ減じて得た額とすることとした。(本則関係)
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第五〇号)
- 一 政務調査費に係る収入及び支出の報告書を提出する場合には、政務調査費による支出のうち一件三万円以上のもに係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならないこととした。(第八条関係)
  - 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
  - 三 この条例は、平成一九年一月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員員の留学費用の償還に関する条例をここに公布する。

平成十九年十月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十四号

岐阜県職員員の留学費用の償還に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)第十二条第二項の規定に基づき、職員の留学費用の償還に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員をいう。

2 この条例において「留学」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の大学院の課程(同法第六十八条の二第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、地方公務員法第三十九条の規定に基づき、職員の同意を得て、県が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して人事委員会規則で定めるものをいう。

3 この条例において「留学費用」とは、旅費その他の留学に必要な費用として人事委員会規則で定めるものをいう。

4 この条例において「特別職地方公務員等」とは、地方公務員法第三条第三項に規定する特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の地方公務員(役員を除く。)、国家公務員又は地方公社(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社をいう。)(その他の業務が県若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの)に使用される者をいう。

(留学費用の償還)

第三条 留学を命ぜられた職員が次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合に

は、その者は、それぞれ当該各号に定める金額を県に償還しなければならない。

一 当該留学の期間 当該留学のために県が支出した留学費用の総額に相当する金額  
二 当該留学の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が五年に達するまでの期間 当該留学のために県が支出した留学費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員としての在職期間が通増する程度に応じて百分の百から一定の割合で通減するように人事委員会規則で定める率を乗じて得た金額

2 前項の離職した場合には、死亡により職員でなくなった場合を含まないものとする。

3 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。  
一 地方公務員法第二十八条第二項の規定による休職の期間（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他の人事委員会規則で定める休職の期間を除く。）

二 地方公務員法第二十九条の規定による停職の期間

三 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定による育児休業をした期間  
（適用除外）

第四条 前条の規定は、留学を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。

一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第二十八条第一項第二号に掲げる事由に該当して免職された場合又は同項第四号に掲げる事由に該当して免職された場合

二 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した場合（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）

三 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

四 前三号に掲げる場合に準ずる場合として人事委員会規則で定める場合

五 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及び当該任命権者から委任を受けた者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職した場合

六 前号に掲げる場合のほか、特別職地方公務員等となるため退職した場合であつて人事委員会規則で定める場合

（特別職地方公務員等となつた者に関する特例）

第五条 留学を命ぜられた職員のうち、前条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き職員として採用された者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き職員として採用された者を含む。）が離職した場合には、同条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とみなして、第三条の規定を適用する。

この場合において、同条第三項中「次に掲げる期間」とあるのは、「次に掲げる期間及び第五条第一項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として人事委員会規則で定める期間」とする。

2 留学を命ぜられた職員のうち、前条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職する者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職する者を含む。）が、当該特別職地方公務員等でなくなつた場合（引き続き職員として採用される場合又は引き続き当該特別職地方公務員等以外の特別職地方公務員等として在職する場合を除く。）には、当該特別職地方公務員等でなくなつたことを離職したと、同条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とそれぞれみなして、前二条の規定を適用する。この場合において、第三条第三項中「次に掲げる期間」とあるのは「次に掲げる期間及び第五条第二項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として人事委員会規則で定める期間」と、前条中「次の各号に掲げる場合」とあるのは「特別職地方公務員等につき次の各号に掲げる場合に相当する場合として人事委員会規則で定める場合」とする。

（委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第三条の規定は、この条例の施行後に留学を命ぜられた職員について適用する。

岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十五号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「岐阜県職員の定年等に関する条例」の下に「昭和五十九年岐阜県条例第十九号」を加え、同条第六号中「育児休業」を「職員が育児休業」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第四条第三号を次のように改める。

三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したことを。

第四条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書（当該職員及びその配偶者（当該育児休業に係る子の親であるものに限る。）が計画的に育児休業等をする旨その他の必要な事項を記載した人事委員会規則で定める書面をいう。以下同じ。）により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第六条第一号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、

「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第六条の二の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改める。

第六条の三の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改め、同条第一項中「第二十九号」の下に「以下「勤務条件条例」という。」を加え、同条第二項中「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を「勤務条件条例」に改める。

第八条を次のように改める。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第十二条を第二十八条とする。

第十一条中「第六条」を「第十三条」に改め、同条を第二十七条とする。

第十条中「終り」を「終わり」に改め、マ、一日を通じて二時間（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第四十四条の規定による育児の時間を承認されている職員については、二時間から当該育児の時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の一項を加える。

2 勤務条件条例第四十四条の規定による育児の時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第十条を第二十六条とする。

第九条第三号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同条を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務又は法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

第九条を第二十五条とする。

第八条の次に次の十六条を加える。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をすることができない職員)  
第九条 法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 第三条第一号から第四号までに掲げる職員

二 育児短時間勤務(法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が法その他の法律により育児休業をしている職員

三 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第十条 法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十三条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

三 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたって継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四 育児短時間勤務の承認が、第十三条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が三月以上の期間にわたって当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態)

第十一条 法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

一 勤務条件条例第三十二条第三項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日(同条第一項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間に於いて人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。

二 勤務条件条例第三十三条第一項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)

イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第十二条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第十三条 法第十二条において準用する法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができること

ととなったとき。

二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

三 育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情等)

第十四条 法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 過員を生ずること。

二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

2 法第十七条の規定により短時間勤務をする職員については、第十六条及び第十八条から第二十一条までの規定を準用する。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第十五条 任命権者は、法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第十六条 岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号。以下「退職手当条例」という。)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第十七条 第六条の二の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(育児短時間勤務をしている職員についての勤務条件条例の特例)

第十八条 育児短時間勤務をしている職員についての勤務条件条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる勤務条件条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条の二	とする	に、岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号)第十八条の規定により読み替えられた第三十一条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第六条第一項、第二項及び第四項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第六条第九項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第十二条の六第二項第二号	再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)
第十四条第一項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を乗じて得た額とする
第二十三条第四項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第二十三条第五項及び第二十五条第三項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第二十三条第五項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

<p>第二十三条第七項</p> <p>人事委員会規則</p>	<p>育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事委員会規則</p>
<p>第三十一条第一項</p> <p>とする</p>	<p>とする。ただし、育児短時間勤務職員の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定める</p>
<p>第三十二条第一項ただし書、第三十二条第二項ただし書、第三十三条第二項及び第四十二条第一項第一号</p> <p>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</p>	<p>育児短時間勤務職員</p>
<p>第三十二条第一項ただし書</p> <p>これらの日</p> <p>ことができない</p>	<p>必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日</p> <p>ものとする</p>
<p>第三十二条第二項ただし書</p> <p>範囲内で</p>	<p>範囲内で、当該育児短時間勤務の内容に従い、</p>
<p>第三十二条第三項</p> <p>できる</p>	<p>できる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、四週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする</p>
<p>第三十三条第一項</p> <p>ところにより、四週間ごとの期間につき八日の週り、四週間につき八日</p> <p>八日以上。以下この項において同じ。の週休日</p>	<p>ところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日</p> <p>八日以上で当該育児短時間勤務の内容に従つた週休日</p>
<p>必要</p> <p>八日の週休</p>	<p>必要（育児短時間勤務職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容）</p> <p>八日（育児短時間勤務職員にあつては、八日以上）</p>

<p>第三十七条第一項</p> <p>日</p> <p>割合で週休日</p>	<p>の週休日</p> <p>割合で週休日（育児短時間勤務職員にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従つた週休日）</p>
<p>第三十七条第二項</p> <p>できる</p>	<p>できる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる</p>
<p>第三十七条第二項</p> <p>できる</p>	<p>できる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる</p>
<p>（育児短時間勤務をしている職員についての岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の特例）</p> <p>第十九条 育児短時間勤務をしている職員についての岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十七号。以下「教育職員勤務条件特例条例」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる教育職員勤務条件特例条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>第三条第一項</p> <p>給料月額</p>	<p>給料月額に、岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号）第十八条の規定により読み替えられた給与条例第三十一条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</p>
<p>第六条第一項</p> <p>給与条例第三十一条から第三十四条まで</p>	<p>岐阜県職員の育児休業等に関する条例第十八条の規定により読み替えられた給与条例第三十一条から第三十三条まで及び給与条例第三十四条</p>

<p>(育児短時間勤務をしている職員についての岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に 関する条例の特例)</p> <p>第二十条 育児短時間勤務をしている職員についての岐阜県一般職の任期付研究員の採 用等に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四十八号)の規定の適用については、次 の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄 に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1109 156 1157 515"> <p>第五条第二項</p> </td> <td data-bbox="1109 515 1157 1097"> <p>決定し</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="742 156 790 515"> <p>第五条第三項</p> </td> <td data-bbox="742 515 790 1097"> <p>相当する額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 156 734 515"> <p>第六条第一項</p> </td> <td data-bbox="343 515 734 1097"> <p>岐阜県職員 の給与、勤 務時間その 他の勤務条 件に関する 条例(昭和 三十二年岐 阜県条例第 二十九号、 以下「勤務 条件条例」 という。)</p> </td> </tr> </table>	<p>第五条第二項</p>	<p>決定し</p>	<p>第五条第三項</p>	<p>相当する額</p>	<p>第六条第一項</p>	<p>岐阜県職員 の給与、勤 務時間その 他の勤務条 件に関する 条例(昭和 三十二年岐 阜県条例第 二十九号、 以下「勤務 条件条例」 という。)</p>	<p>第六条第二項</p> <p>については、 月曜日から 金曜日まで の五日間</p>		
<p>第五条第二項</p>	<p>決定し</p>									
<p>第五条第三項</p>	<p>相当する額</p>									
<p>第六条第一項</p>	<p>岐阜県職員 の給与、勤 務時間その 他の勤務条 件に関する 条例(昭和 三十二年岐 阜県条例第 二十九号、 以下「勤務 条件条例」 という。)</p>									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1300 1344 1348 2083"> <p>八時間の</p> </td> <td data-bbox="1300 1500 1348 2083"> <p>当該育児短時間勤務の内容に従った</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1356 1344 1404 2083"> <p>外の日</p> </td> <td data-bbox="1356 1500 1404 2083"> <p>第三十二条第一項に規定する週休日(いう。)</p> </td> </tr> </table>	<p>八時間の</p>	<p>当該育児短時間勤務の内容に従った</p>	<p>外の日</p>	<p>第三十二条第一項に規定する週休日(いう。)</p>	<p>(育児短時間勤務をしている職員についての岐阜県一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の特例)</p> <p>第二十一条 育児短時間勤務をしている職員についての岐阜県一般職の任期付職員 の採用等に関する条例(平成十四年岐阜県条例第三十八号)の規定の適用については、次 の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄 に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="981 1142 1029 1500"> <p>第四条第二項</p> </td> <td data-bbox="981 1500 1029 2083"> <p>決定し</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1142 686 1500"> <p>第四条第三項</p> </td> <td data-bbox="638 1500 686 2083"> <p>相当する額</p> </td> </tr> </table> <p>(短時間勤務職員についての退職手当条例の特例)</p> <p>第二十二条 短時間勤務職員についての退職手当条例第一条第一項の規定の適用につい ては、同項中「地方公共団体の一般職の任期付職員」の採用に関する法律(平成十四年 法律第四十八号)第五条とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平 成三年法律第十号)第十八条第一項」とする。</p> <p>(短時間勤務職員についての勤務条件条例の特例)</p> <p>第二十三条 短時間勤務職員についての勤務条件条例の規定の適用については、次の表 の上欄に掲げる勤務条件条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下 欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第四条第二項</p>	<p>決定し</p>	<p>第四条第三項</p>	<p>相当する額</p>	<p>第五条の二</p> <p>とする</p> <p>に、岐阜県職員 の育児休業等 に関する条例 (平成十四年 岐阜県条例第 四号)第二十 三条の規定に より</p>
<p>八時間の</p>	<p>当該育児短時間勤務の内容に従った</p>									
<p>外の日</p>	<p>第三十二条第一項に規定する週休日(いう。)</p>									
<p>第四条第二項</p>	<p>決定し</p>									
<p>第四条第三項</p>	<p>相当する額</p>									



第六條の二第二項	地方公共団体の一般職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五條	読み替えられて適用された第三十一條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする  地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八條第一項
----------	---------------------------------------	---

（短時間勤務職員についての教育職員勤務条件特例条例の特例）

第二十四條 短時間勤務職員についての教育職員勤務条件特例條例第二條の規定の適用については、同條中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五條」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八條第一項」とする。

附 則

（施行期日）

1 この條例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置）

2 この條例による改正後の岐阜県職員の育児休業等に関する條例（以下「改正後の條例」という。）第八條の規定は、育児休業をした職員が平成十九年八月一日（以下「適用日」という。）以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が適用日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 適用日の前日において現に育児休業をしている職員が適用日以後に職務に復帰した場合における改正後の條例第八條の規定の適用については、同條中「百分の百以下」とあるのは、「百分の百以下（当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間については、二分の一）」とする。

岐阜県手数料徴収條例の一部を改正する條例をここに公布する。  
平成十九年十月十七日  
岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県條例第四十六号

岐阜県手数料徴収條例の一部を改正する條例

岐阜県手数料徴収條例（平成十二年岐阜県條例第三号）の一部を次のように改正する。  
別表第一八の項第一号中「土地掘削の」を「土地の掘削の」に改め、同項第四号中「第十五條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「第十三條第一項」を「第十五條第一項」に、「温泉利用の」を「温泉の利用の」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次のように加える。

6 法第十六條第一項又は法第十七條第一項に規定する温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	温泉利用許可地位承継承認申請手数料	一件につき	七、四〇〇
--	-------------------	-------	-------

別表第一八の項第二号中「第九條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次のように加える。

4 法第十一條第二項において準用する法第六條第一項又は法第七條第一項に規定するゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	ゆう出路増掘動力装置許可地位承継承認申請手数料	一件につき	七、四〇〇
---	-------------------------	-------	-------

別表第一八の項第一号の次に次のように加える。

2 法第六條第一項又は法	土地掘削許可地位承継	一件につき	七、四〇〇
--------------	------------	-------	-------

第七條第一項に規定する  
土地の掘削の許可を受け  
た者の地位の承継の承認  
の申請に対する審査

承認申請手数料

別表第一十六の項第四号中「第二十五条の十一第一号」を「第二十五条第二項」に改め、同項第五号中「第二十五条の十五」を「第二十五条第二項」に改め、同項備考の欄第一号中「建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第十七条後段」を「法第二十五条の十五第二項」に改め、同表七十六の項備考の欄を次のように改める。

調停の申請人又は参加人が法第三十六条第一項の規定により当該調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の目的となつた事項について仲裁の申請をする場合における手数料の額は、当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた額と仲裁を求める事項の価額に応じて算定した額との差額とする。

附 則

この条例は、平成十九年十月二十日から施行する。ただし、別表第一十六の項及び七十六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

岐阜県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十七号

岐阜県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県道路占用料等徴収条例（昭和四十三年岐阜県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第一号中「第十九條」を「第十八條」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「第十号」を「第九号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号を同項第十五号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十八号

岐阜県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県都市計画法施行条例（平成十五年岐阜県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号、以下「政令」という。）」を削る。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。  
第五条中「、政令及びこの条例」を削り、同条を第四条とする。

附 則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

知事及び副知事の給料の月額の特例に関する条例をここに公布する。

平成十九年十月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十九号

知事及び副知事の給料の月額の特例に関する条例

知事及び副知事の給料の月額は、知事及び副知事の給与に関する条例（昭和二十四年岐阜県条例第十八号）第一条各項の規定にかかわらず、同条各項に規定する額から、知事にあつては六万円、副知事にあつては五万円をそれぞれ減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条各項に規定する額と

する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成十九年十月一日から適用する。
- 2 この条例は、平成二十年三月三十一日限り、その効力を失う。

岐阜県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十号

岐阜県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

- 3 前二項の収支報告書には、政務調査費による支出のうち一件三万円以上のものに係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「領収書等」という。）を添付しなければならない。

第十一条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第一項中「収支報告書」の下に「及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）」を加え、同条第二項中「次に掲げるものは、議長に対して」を「何人も、議長に対し」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

- 3 議長は、前項の規定に基づく請求があつたときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、岐阜県情報公開条例（平成十二年岐阜県条例第五十六号）第六条の非公開情報を除いたものを、閲覧に供するものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成十九年十一月一日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県政務調査費の交付に関する条例第八条及び第十一条の規定は、この条例の施行の日以後の政務調査費による支出について適用し、同日前の政務調査費による支出については、なお従前の例による。

平成十九年十月十七日印刷  
平成十九年十月十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社